

適切な地質調査業務を実施するために

「積算資料」（経済調査会発行）の2014年6月号に「適切な地質調査業務を実施するために～地質調査業務発注ガイドラインの作成～」（全地連・向井雅司）が掲載されています。内容は次のとおりです。

- はじめに
- 地質調査はどのようにして必要なのでしょうか？
- 地質調査の成果はどのような場面で活用されていますか？
- 地質調査業務を発注するためには、特にどのような点を心がければ良いのでしょうか？
- おわりに

中心は上の4番目の項目で、次の点について詳しく述べています。

(1) 事業目的に適した調査計画の立案

ここでは、調査内容や制約条件についての情報、現地の地形・地質条件の把握をもとに調査目的に合った計画を立案することが重要です。

(2) 適切な積算と調査内容の明示

ここで重要なことは、積算条件を具体的に示すことです。積算条件の明示例が示されています。

(3) 専門業者への発注

地質調査業務を行う場合、法律にもとづく免許・届け出といった制約がありません。そのために、十分な品質が得られない事態が発生しやすいといえます。少なくとも、「地質調査技士」が現場作業や現場管理を行える体制が必要です。

(4) 電子納品の適切な実行

事業を実行する上で事前の地質調査は必須です。同時に、設計・施工、供用後の維持管理までを見据えた調査資料の整備が重要です。そのためには「地質情報管理士」を活用することが得策です。

全国地質調査業協会連合会（全地連）、北海道地質調査業協会では、経済的で信頼性のある地質調査を行うために様々な努力を行っています。